

平成 2 8 年

1 1 月 総 会 （ 定 例 農 業 委 員 会 ）

議 事 録

日 高 村 農 業 委 員 会

平成28年 11月総会（定例農業委員会）議事録

1. 平成28年 11月7日(月) 午後1時30分～ 商工会 2階
2. 出席委員 12名
(事務局) 4名
欠席委員 2名
3. 議事録署名人 3番 4番
4. 議案
第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請について(1件)
第2号議案 日高村農地利用集積円滑化事業規定の改正について(1件)
5. その他

開会 午後1時30分

会長:定刻になりましたので、農業委員会を始めます。

本日の出席は過半数に達しておりますので会は成立しております。

第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

(事務局説明)

申請人 ●●さん ●●村 ●● ××××番地

申請地 ●●村 ●●字●●● ××××番地× 登記簿 田 現況 田
面積 276㎡

転用の目的 住宅及び農業用倉庫を建築

転用申請するにあたって平成28年6月に分筆登記をしている

事業計画その他提出済み

残地については田のままで耕作をする

(現地確認農業委員報告)

会長・委員1名・事務局2名で現地調査

家が出来ても別段問題はないだろうと判断しました。審議をお願いします。

(事務局から審査基準・判断根拠・判断結果の説明)

議案書の「現地調査報告書」に記載のとおり、農地法第4条の審査基準についてい
ずれも満たしていることから、本案件は「許可相当」と判断される。

(質問)

委員:用水費用については解決済みか

事務局:確認はとってないですが、残地もありますので変わるということはないの
ではないかと考えます。

なお、申請者に組合と協議をしてもらうよう伝えておく。

(採 決) 全員賛成

この件については全員賛成により「許可相当」とし、県に意見送致することとする。

第2号議案 日高村農地利用集積円滑化事業規定の改正について

(事務局説明)

日高村農地利用集積円滑化事業規定改正について説明

第3章の追加により、村として農地の売買等の事業が出来るようになる等の内容に
改正 基本的には管理機構であるが公社対応

(質 問)

委 員：他の行政でこのような体制になってきてるのか

事務局：市町村単位で農業公社がある場合は公社が対応していますが日高村はありませんので。

委 員：もし、管理機構で対応が出来ない案件が出た場合は、役場のみで対応なのか、農業委員も対応することになるのか

事務局：基本的に農業委員さんは今までどおりの業務です

会 長：改正案について採決をします

この件については全員賛成により承認されました。

その他

(事務局より)

農業委員会研修について説明 11月24日～25日

集落営農の方も参加できる

あぐり大会は11月22日(火)に予定しているので参加をお願いします。

会 長：それでは他になければ、以上で平成28年11月農業委員会を閉会致します。

閉 会 午後2時10分